

感染性廃棄物を適正に処理するために

医療関係機関の皆様へ



ひと、つながる。
墨田区

医療関係機関の皆様へ

墨田区では、現在、環境に配慮し限りある資源を大切にする「環境にやさしいまち」の実現に向け、資源循環型の清掃事業を進めております。

今日、環境問題は地球規模で取り組むべき大きな課題となっています。特に、生活にもっとも身近な廃棄物は、不法投棄などの不適正な処理による環境への負荷、あるいは新たな最終処分場の確保が全国的にみても容易でないことなどから、廃棄物の減量、リサイクルの推進とともに、適正な処理が強く求められております。

医療機関から排出される廃棄物の中には、人の健康や環境に悪影響を与えるものが含まれています。

医療関係機関の皆様には、本マニュアルを御活用いただき、医療廃棄物を適正に処理していただくとともに、廃棄物の減量とリサイクルを積極的に推進していただければ幸いです。

資源循環型の形成には、なにより区民・事業者の皆様一人ひとりの実践が不可欠です。

今後とも、「環境にやさしいまち」の実現のために、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

墨田区



ひと、つながる。
墨田区

目次

1. 廃棄物の区分	2
2. 医療廃棄物の適正処理について	3
3. 特別管理廃棄物（感染性廃棄物等）とは	3
4. 感染性廃棄物の医療関係機関内における管理体制	6
5. 施設内における廃棄物の管理	7
6. 施設内処理（滅菌等）	9
7. 感染性廃棄物の委託処理	9
8. マニフェストの交付	11
9. 区に医療廃棄物処理申請を行う場合の基準等	15
10. 在宅医療廃棄物について	17
お問い合わせ先	18

注1 医療廃棄物の処理を業者に委託する場合

「1～8、10の各項目（9以外の全項目）」をお読みください。

注2 各区に医療廃棄物の処理を依頼する場合

「1～6、9～10の各項目（7，8以外の全項目）」をお読みください。

< 略 語 >

法又は廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

規則

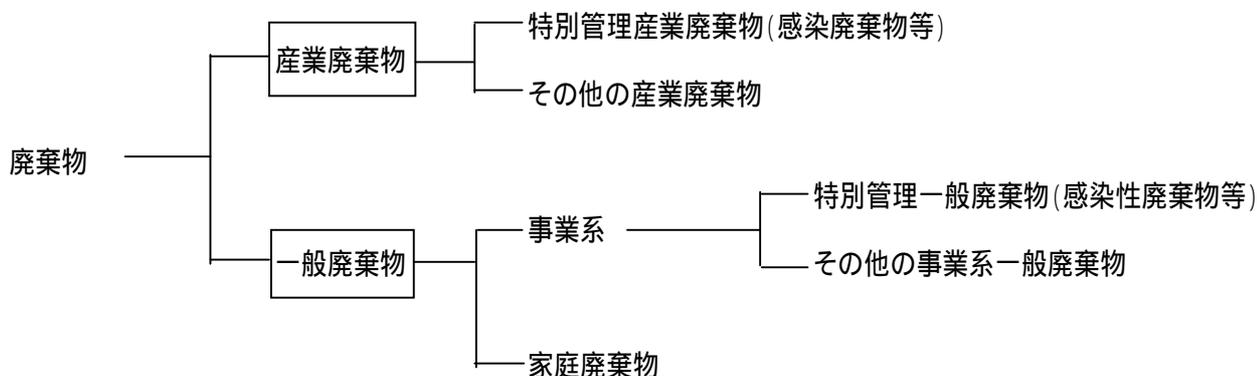
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚令第35号）

医師等

医師、歯科医師及び獣医師をいう。

1. 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物は「20種類の産業廃棄物」と「一般廃棄物」に、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」は、それぞれ「特別管理廃棄物（感染性廃棄物等）」と「それ以外のもの」に区分されます。



特別管理（産業・一般）廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。

医療関係機関等から発生する主な廃棄物

廃棄物の区分	種類	具体例
産業廃棄物	燃え殻	焼却残灰
	汚泥	血液（凝固したものに限り）、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、ガソリンなどの燃料油、入院患者の給食に使った食用油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲンの現像液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	金属くず	金属性機械器具、注射針、金属性ベット、その他の金属製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など	

2. 医療廃棄物の適正処理について

「廃棄物処理法」により、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は特別管理廃棄物として処理するものとされています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

これは「排出事業者責任」と呼ばれるもので、医療関係機関等においては、医療行為等に伴って排出される廃棄物を適正に処理する必要があります。

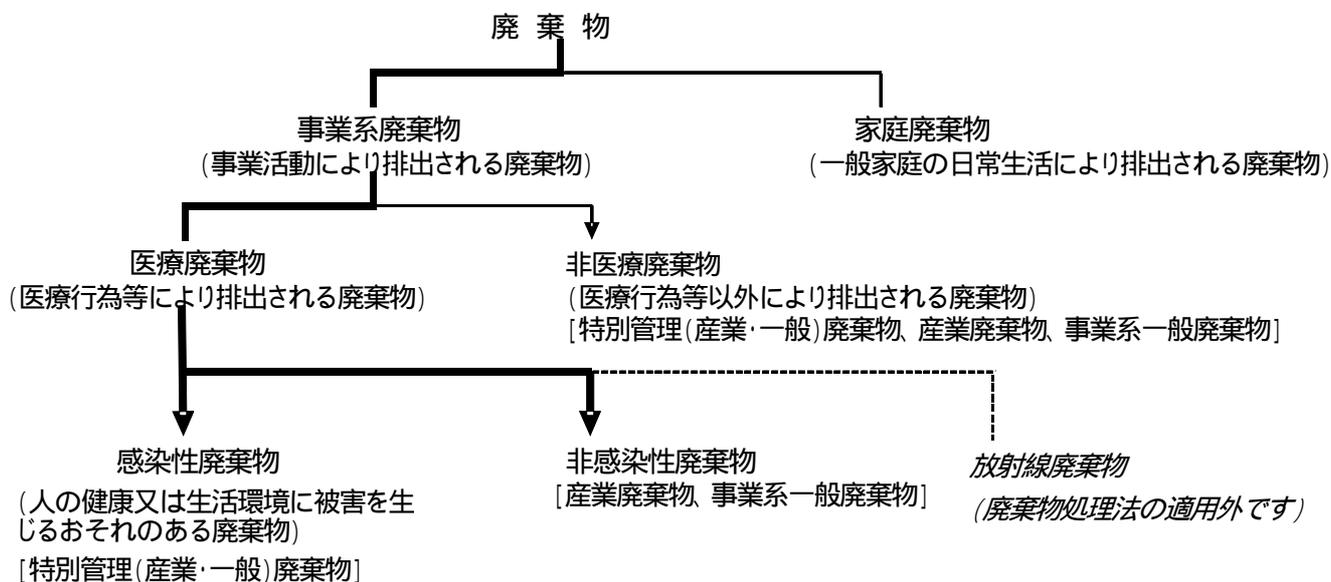
国（環境省）は度重なる法改正の中で「排出事業者責任」を強化しており、悪質な医療関係機関等が廃棄物処理法違反で措置命令や刑事責任を問われるケースも想定されます。

また、平成16年3月に、国の策定する「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改正されました。これにより、今まで医師等の判断に委ねられてきた感染性廃棄物と非感染性廃棄物との区分がより客観的に判断されることになりました。

医療関係機関の皆様は、このパンフレットを参考にして医療廃棄物の適正処理に向けた取組をお願いします。

3. 特別管理廃棄物（感染性廃棄物等）とは

(1) 医療関係機関等からは、次のような廃棄物が発生します。



(2) 法律において特別管理一般廃棄物とは、「一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして、政令で定めるものをいう」と規定されています。

また、特別管理産業廃棄物とは、「産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（20種類）のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、政令で定めるものをいう」と規定されています。

(3) 政令では、感染性廃棄物とは「病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、その他、人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取り扱う施設であって、環境省令で定めるもの（ ）」から発生する「感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と規定しています。

助産所、獣医療法第二条第二項に規定する診療施設、国又は、地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、及び獣医学に係るものに限る）大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る）学術研究又は製品製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る）の施設



(注) 図中の各廃棄物の面積は実際の排出量の比率に一致しているわけではありません。

特別管理廃棄物のうち、感染性廃棄物であるものの種類と具体例は、次のとおりです。

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物 [特別管理一般廃棄物]	感染性産業廃棄物 [特別管理産業廃棄物]
血液等		血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤
手術等に伴って発生する 病理廃棄物	臓器、組織	
血液等が付着した鋭利なもの		注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した培地、実験動物の死体等	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等
その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙くず、繊維くず、（脱脂綿、ガーゼ）等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
汚染物資若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもので ~ に該当しないもの	汚染物が付着した紙くず、繊維くず	汚染物が付着した廃プラスチック類等

、 については、血液等その他の付着の程度や付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、感染の危険には大きな差があると考えられるので、医師等によって感染の危険がほとんどないと判断されたときには、感染性廃棄物とする必要はありません。

また、透析器具等については、血液の付着程度、損傷性の恐れの有無等の状態に応じてそれぞれ、「血液等」、「血液等が付着した鋭利なもの」、「その他血液等が付着したもの」又は非感染性廃棄物に分けてください。

特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の種類と具体例は、次のとおりです。

種類	具体例
廃油（揮発油類・灯油類・軽油類（ <u> </u> ） 引火点が70 未満）	ベンゼン、キシレン、トルエン、ヘキサン、エチルエーテル、ブタノール、酢酸エーテル 等
廃酸（ph2.0 以下のもの）	硫酸、塩酸、硝酸、クロム酸溶液 等
廃アルカリ（ph12.5 以上のもの）	水酸化ナトリウム水溶液、水酸化カリウム水溶液 等
特定有害産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃 PCB 等、PCB 汚染物、（PCB を使用したトランス、コンデンサ、ノンカーボン紙等） ・廃石綿 等 ・その他（特定施設において生じたものであって政令に定める有害物質を基準値を超えて含むもの）

特定有害産業廃棄物の汚泥に準じた取り扱いが必要なものとして、廃試薬類があります。

具体例：廃試薬類（塩化カドミウム、塩化鉛、酢酸鉛、硝酸水銀、塩化水銀、亜硫酸ナトリウム等の重金属化合物、シアン化カリウム等）

クロム酸溶液（*印）は、有害物質として扱うことが望まれます。

4 . 感染性廃棄物の医療関係機関内における管理体制

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第12条の2第8項)

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。(なお、感染性廃棄物に限り、医師等が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となることもできます。)

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は、歯科衛生士(ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合)

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 1

法に定める資格(規則第8条の17)を持った者 2

注)感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(現像液、定着液など)を排出する場合は、又はの資格が必要です。

1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問い合わせ先:(一社)東京都産業資源循環協会

他県会場の問い合わせ先:(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、30日以内に都知事に報告してください。

(東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱)

まだ設置の報告をされていない又は届出の有無を確認したい場合は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課規制監視担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 P18を参照

届出様式は P19を参照

(3) 多量排出事業者の処理計画の作成 (法第12条の2第10項、同第11項)

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である病院等(「多量排出事業者」)は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。あわせて令和2年4月1日から電子マニフェストの使用が義務化されましたので、電子マニフェストを用いるようにしてください。

[提出及び問い合わせ先] 東京都環境局資源循環推進部

計画課 TEL:03-5388-3572

(4) 管理規定の作成

医療関係機関等の管理者は、施設内における医療廃棄物の取り扱いについて、必要に応じて管理規定を作成してください。

管理規定には、感染性廃棄物の具体的な取り扱い方法、廃棄物の種類に応じた取り扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

(5) 帳簿の記載と保存 (法第12条の2第14項、法第7条第15項、同第16項)

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。

帳簿の記載事項

(自ら運搬)

運搬年月日

運搬方法、運搬先ごとの運搬量

保管積替え場所ごとの搬出量

(運搬の委託)

委託年月日

運搬者の氏名又は名称・住所・許可番号

運搬先ごとの委託量

(自ら処分)

処分年月日

処分方法ごとの処分量

処分後の持出先ごとの持出量

(処分の委託)

委託年月日

受託者の氏名又は名称・住所・許可番号

処分者ごとの委託内容及び委託量

帳簿の取扱い

翌月中までに記載すること

1年間で閉鎖する

閉鎖してから5年間保存する

(出典)東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために

5 . 施設内における廃棄物の管理

(1) 分別

廃棄物は、施設内では次のように分別してください。

感染性廃棄物

(特別管理産業廃棄物以外の)産業廃棄物

一般廃棄物(紙くず、厨芥等)

感染性廃棄物は、梱包が容易にできるよう、性状に応じて排出時点で次のとおり分別してください。

液状又は、泥状のもの

固形状のもの

鋭利なもの

発生源で分別してください。

後で分けるのは危険です!!

必ず発生した場所、発生した時点で分けましょう。

(2) 梱包 (令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2)

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な(密封できる、収納しやすい、損傷しにくい)かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。

分別後は密閉してください。

液状又は泥状のもの・・・密閉容器
 固形状のもの・・・・・・丈夫なプラスチック袋を二重にして使用又は堅牢な容器
 鋭利なもの・・・・・・耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 表示 (令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器にはバイオハザードマークを付けてください。このような色のバイオハザードマークを用いない場合には「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」のように、廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を表示してください。

液状又は泥状のもの (血液等)	固形状のもの (血液が付着したガーゼ等)	鋭利なもの (注射針等)
バイオハザードマーク あるいは感染性廃棄物 である旨の表示 赤 色	バイオハザードマーク あるいは感染性廃棄物 である旨の表示 橙 色	バイオハザードマーク あるいは感染性廃棄物 である旨の表示 黄 色
バイオハザードステッカー [見本]	バイオハザードステッカー [見本]	バイオハザードステッカー [見本]



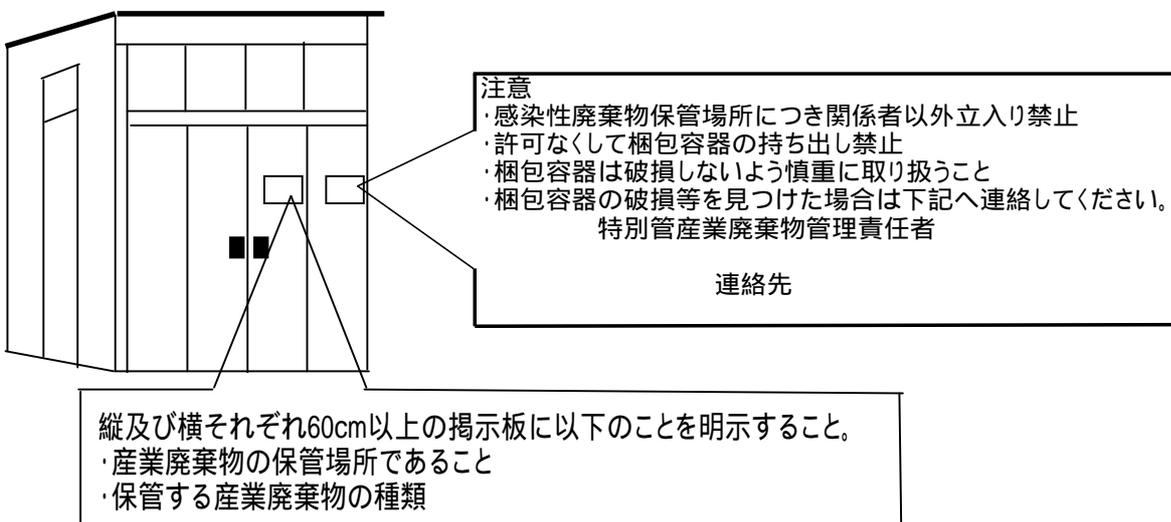
(4) 保管 (法第12条の2第2項、規則第8条の13)

感染性廃棄物の保管は、極力短期間としてください。

感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外は立ち入れないようにし、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管してください。

感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示し、取扱注意事項を記載してください。

【図】



6 . 施設内処理（滅菌等）

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、環境大臣が定める方法によって感染性を失わせる処理を行ってください。処理後の廃棄物は、非感染性廃棄物として取扱うことができます。

（鋭利なものは除く） 環境大臣が定める方法は、次のとおりです。

焼却設備を用いて十分に焼却する方法

溶融設備を用いて十分に溶融する方法

高圧蒸気滅菌装置（オートクレーブ）を用いて滅菌する方法

（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法

（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法

（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物については、当該法律に基づく消毒をしてください。

* 焼却設備については、法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制のほか、東京都では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例において、「廃棄物を焼却するときは、ダイオキシン類等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、小規模の廃棄物焼却炉により、又は廃棄物焼却炉を用いず、廃棄物を焼却してはならない。ただし、規則で定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統行事等の焼却行為については、この限りではない。」（条例第126条）ことになっています。

* 煮沸については、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル改訂版』によれば、少量の廃棄物の施設内処理には適した方法だが、処分業者が実施することは安全性等の面から認められない、とされています。これらの処理が施設内でできない場合は、「7 . 感染性廃棄物の委託処理」の項を参照してください。

7 . 感染性廃棄物の委託処理

感染性廃棄物を医療関係機関等が自ら滅菌等により処理できない場合、許可を有する処理業者に委託して処理する必要があります。

（1）委託する処理業者の選定

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できます。従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

非感染性廃棄物は、通常の事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として処理することになりますので、該当する区分の許可を有する業者と契約してください。

処理業者に心当たりのない場合は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課にご相談ください。

〔問い合わせ先〕 P18を参照

（2）委託契約

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は必ず書面で行うことと規定されています。

収集運搬業者、処分業者のそれぞれと別々に直接委託契約してください。

（ただし、収集運搬業者と処分業が同一の場合は、一つの契約で構いません。）

委託しようとする相手方に対し、あらかじめその特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱い際に注意すべき事項を文書で通知してください。

委託契約書には、次の事項についての条項が含まれていることが必要です。

- ア 委託する感染性廃棄物の種類及び数量
- イ 感染性廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ウ 感染性廃棄物の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- エ 委託契約の有効期間
- オ 委託者が受託者に支払う料金
(契約単価の明記もお願いします)
- カ 受託者が有する感染性廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の事業の範囲
- キ 感染性廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が積み替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地ならびに保管できる産業廃棄物の種類及び積み替えのための保管上限
(原則としては、収集後直接焼却炉等へ運搬するものとしてください)
- ク 委託者の有する委託した感染性廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ・感染性廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況の下で腐敗、揮発等感染性廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ケ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- コ 委託契約を解除した場合の処理されない感染性廃棄物の取扱に関する事項
- * **再委託する場合は、あらかじめ書面による委託者の承諾が必要になります。**
(東京都では、感染性廃棄物収集運搬の際の再委託は原則禁止しています)

委託に当たっては、許可業者から許可証の写しを提出させ、必ず次の事項を確認してください。

- ア 業の区分(収集運搬業、処分業)
- イ 取り扱うことのできる廃棄物の種類
- ウ 許可の条件
- エ 許可期限(許可期限を過ぎていないか)
- オ 処理施設の種類及び処理能力
- カ その他

レントゲン廃液等の産業廃棄物の処理を業者に委託する場合も、委託契約を結ぶことが必要です。

- * 東京都では、「モデル契約書」を作成し、普及に努めています。

契約書は5年間保存する

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

(3) 中間処理後の最終処分先の確認

平成12年の廃棄物処理法の改正により、排出事業者は、中間処理業者から送付される産業廃棄物管理票(以下マニフェストと呼ぶ)での、中間処理後の最終処分先の確認が義務付けられました。

8 . マニフェストの交付

平成3年の廃棄物処理法改正により、特別管理産業廃棄物を対象として導入された管理票制度は、事業者が産業廃棄物処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを、管理票の返送を受けて確認することにより、適正な委託処理を確保する制度です。

平成10年12月1日から産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適用範囲が全ての産業廃棄物に拡大されました。また、令和2年4月1日から前々年度の特別管理産業廃棄物が年間50t以上の多量排出業者について電子マニフェストの使用が義務化されました。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付について

医療関係機関等は、産業廃棄物（感染性廃棄物やレントゲン廃液等）の処理を処理業者に委託して行う場合、産業廃棄物を引き渡す際、廃棄物の種類、量、性状、取扱方法等を記載したマニフェストを交付してください。

医療関係機関等は、産業廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストにより確認してください。

医療関係機関等は、交付したマニフェスト及び返送されたマニフェストを、5年間保存してください。

収集運搬業者及び処分業者は、運搬又は処分が終了した日から10日以内に、マニフェストを医療関係機関等に送付することになっています。

医療関係機関等は、マニフェストの交付日から60日以内（特別管理産業廃棄物でない（普通）産業廃棄物の場合は90日以内）に処理業者よりマニフェストの送付を受けていない場合は、東京都に報告書を提出願います。

医療関係機関等は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間のマニフェストの交付状況に関する報告書を東京都知事に提出してください。（平成20年度よりスタート）

提出及び問い合わせ先

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎19階 Tel: 03-5388-3589
様式・記載例・Q&Aなども下記より入手できます

URL: https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/itaku.html

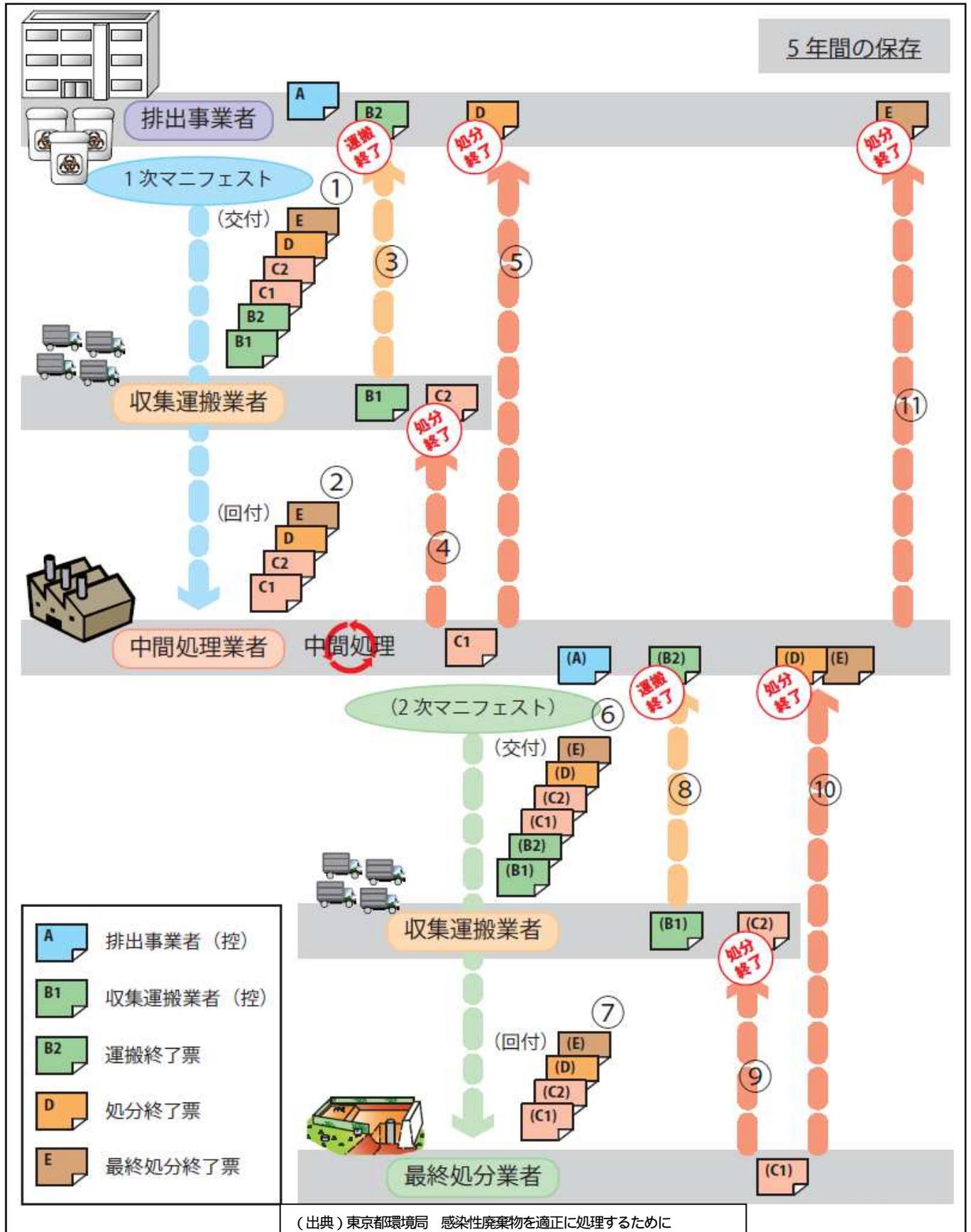
(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の具体的な流れ

定められた期間（B2、D、E票）は送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

	主旨	ルート	処理業者の送付期限	排出事業者が送付を受けるまでの期限
A	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者⇒排出事業者	運搬を終了した日から10日	交付の日から90日 特別管理産業廃棄物の場合は60日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者⇒運搬業者		
D	処分終了	処分業者⇒排出事業者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日 特別管理産業廃棄物の場合は60日
E	最終処分終了	処分業者⇒排出事業者	2次マニフェスト*のE票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

*2次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと

（出典）東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために



<マニフェストの流れ>

(3) 電子 manifests の利用を検討してください

電子 manifests とは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などから manifests 情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子 manifests を利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。

○ 電子 manifests の長所

① 事務の効率化

- ・ manifests の 5 年間保存が不要
- ・ 処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
- ・ 管理票データの加工が容易
- ・ 事務の効率化による人件費の削減

② 法令遵守

- ・ manifests の誤記、記載漏れを防止
- ・ 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③ データの透明性

- ・ manifests の偽造を防止
- ・ manifests 情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

(出典)東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために

特に については、電子 manifests 情報を取りまとめる情報処理センターから各行政に報告を行うため、事業者自らの提出が不要になります。ただし、通常の manifests を交付した分については、報告書として取りまとめ、各行政に提出してください。

問い合わせ先 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター P 1 8 参照

(4) 廃棄物をめぐる先進的取り組み

感染性廃棄物は、たとえ少量であっても不法投棄などの不適正処理をされると、周辺環境に与える影響は非常に大きなものになります。また、医療関係機関等から排出された感染性廃棄物は、現行の manifests で処理を確認することができますが、処理業者に引き渡したすべての感染性廃棄物が、容器ごと確実に処理されたことを確認することは困難です。

IC タグを用いた個別追跡管理システム

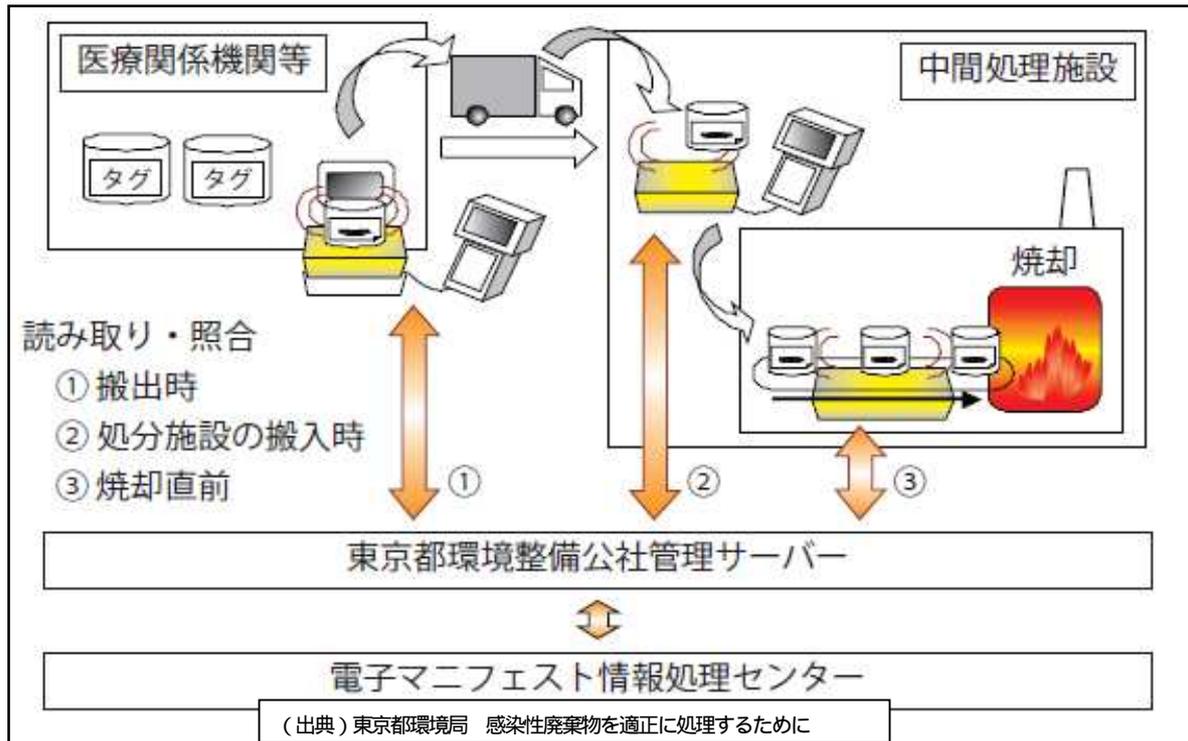
感染性廃棄物の各容器に貼り付けた IC タグを、

- ① 医療関係機関等の搬出時
- ② 処分施設 (焼却施設) の搬入時
- ③ 焼却直前

(出典)東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために



の3度にわたり、個別かつ電子的に読み取るもので、各段階でICタグのデータが管理サーバーのデータと照合確認されることで、感染性廃棄物が確実に処分されたことを記録・証明するため、不適正処理リスクを回避することができます。



< ICタグによる個別追跡管理システムの説明図 >

ICタグによる個別追跡システムのメリット

ICタグによる個別追跡システムは、電子マニフェストとも連動しており、処理状況の確認、マニフェストの保存、帳簿の記載、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出などの管理業務を大幅に低減することができます。また、パソコン等がなくてもFAXでの運用も可能です。

ICタグのICとは、集積回路 (Integrated Circuit) の略で、タグ (荷札) に様々な情報を記録することができる無線ICチップを内蔵したものです。ICチップとアンテナから構成されるICタグは、電波を利用することで複数のタグを一括して読み取ることや、離れた場所から読み取ることができるなど、バーコードにはない特徴を有しています。身近で利用されている例としてSUICAやPASMOなどがあります。

(出典) 東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために

問い合わせ先 (公財) 東京都環境公社 P18参照

9. 区に医療廃棄物処理申請を行う場合の基準等

事業者は、法律に基づき事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。(廃棄物処理法第3条)

区は、条例により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならない産業廃棄物のうち、ガラスくず及び陶磁器くず 金属くず 廃プラスチック等 については一定の基準を設け、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物(以下、「あわせ産廃」という。)として一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

医療関係機関等がその事業活動に伴って生じた一般廃棄物及びあわせ産廃は、医療関係機関等の申請により処理することができます。

そこで、収集・運搬・処分を区に依頼する場合は、事前に、すみだ清掃事務所(区長宛)に申請し承認を得ていただくとともに区の基準を遵守していただきます。

1. 区に医療廃棄物処理申請を行う場合

(1) 対象医療関係機関

常時勤務する従業員数が、20人以下の医療関係機関
若しくは
排出日量が平均50kg未満の医療関係機関
ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。

上記以外の医療機関は、専門の処理業者に委託してください。

処理業者の問い合わせ先 P18を参照

(2) 区に処理を申請する場合の手続き等

区に収集・運搬・処分を依頼する場合は、医療廃棄物処理申請書により、事前に、すみだ清掃事務所(区長宛)に申請し承認を得る必要があります。承認期間は2年間とし、2年ごとに申請を行ってください。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

提出書類 医療廃棄物処理申請書 別紙 様式1号 P20参照
提出先 すみだ清掃事務所

電子メ-ルによる提出も可能です。(メ-ルアドレス：SEISOU@city.sumida.lg.jp)

(3) 区が収集・運搬・処分することができる廃棄物

感染性廃棄物を医療関係機関内で法定された滅菌方法により処理したもの	}	(申請対象)
非感染性廃棄物		
非医療廃棄物	}	(申請する必要はありません)
家庭廃棄物(診療所等の場合)		

1 感染性廃棄物については、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限り、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物として収集・運搬・処分します。紙おむつは汚物を取り除いてください。

2 事業系一般廃棄物のうち非医療廃棄物(病院などの待合室や事務室から生ずる雑誌や紙類)は申請する必要はありません。具体的な排出方法については、すみだ清掃事務所にお問い合わせください。

<具体例> 区が収集・運搬・処分できる医療廃棄物

事業系一般廃棄物・・・ガーゼ、脱脂綿等、紙おむつ
 産業廃棄物・・・・・・ガラスくず（びん等）
 廃プラスチック（チューブ、注射筒等）

下記のものは、収集・運搬・処分いたしませんのでご注意ください。

- ア 感染性廃棄物
- イ 液状、泥状の廃棄物（血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等）
- ウ 臓器類
- エ その他適正に処理することが困難なもの

(4) 医療廃棄物の排出方法・集積所

医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、廃棄物の量に見合うだけの「有料ごみ処理券」及び次の「ステッカー」（識別ステッカー）を貼って、決められた集積所に出して下さい。

【識別ステッカー】

- 1 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの
- 2 最初から非感染性の廃棄物

滅菌処理済	
医療機関名	
管理責任者	
排出年月日	

<緑 色>

非感染性廃棄物	
医療機関名	
管理責任者	
排出年月日	

<青 色>

識別ステッカーは、各医療機関又は自ら作成しても構いません。

識別ステッカーを購入するには下記へお問い合わせください。

社会福祉法人 東京コロニー大田福祉工場 TEL (03) 3762-7611

容量	70ℓ	45ℓ	20ℓ	10ℓ
金額	532円	342円	152円	76円
販売 単位	2,660円 (5枚組)	3,420円 (10枚組)	1,520円 (10枚組)	760円 (10枚組)

【有料ごみ処理券料金表】
令和5年1月現在

(5) 滅菌等の処理確認調査

診療所等には法令に基づき、滅菌処理機材若しくは、滅菌済みの廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。

区が決めたルールに違反する行為を行った医療関係機関等に対しては、収集・運搬・処分をお断りする場合がありますのでご注意ください。

感染性廃棄物を滅菌等処理をしないで排出された場合は、法律違反となりますので、ご注意ください。

2. 医療関係機関等が処理施設に持ち込む場合

医療関係機関等から発生する一般廃棄物を処理施設（清掃工場）に自ら持ち込む場合は、事前に、すみだ清掃事務所で申請の手続きをしてください。

ただし、**感染性廃棄物は持ち込めません**ので注意してください。

3. 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

施設内で発生する感染性廃棄物を、滅菌等の処理により非感染性廃棄物に適正処理することができない医療関係機関等

1の(1)対象医療機関以外の医療関係機関等 P15を参照

処理業者の問い合わせ先 P18を参照

10. 在宅医療廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、一般廃棄物として取り扱うこととされています。しかし、ごみ集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおり協力願います。

- 1 医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利なものは、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。
- 2 墨田区薬剤師会において、在宅医療で使用した注射針を販売した薬局で回収しています。
 - (1)薬局は在宅患者が注射針を購入する際に、使用済み注射針を入れる専用回収ボトルをお渡しします。
 - (2)在宅患者は、使用済み注射針の入った専用回収ボトルを購入した薬局へ持参してください。

なお、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物には、下記のようなものがあります。

<具体例>

燃やすごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、点滴バック、CAPDバック及び付属のチューブ類、紙おむつ、注射筒
燃やさないごみ	あきびん・缶（薬品のびん・缶/中身の入っていないもの）
資源	薬の外箱、梱包材等（汚れの付いていない紙類、汚れている紙類は燃やすごみ）

家庭から排出する場合の留意点

- ・CAPD バック等については、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
- ・脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ・紙おむつについては、汚物を取り除いて排出してください。

「医療廃棄物処理申請」「在宅医療廃棄物」についてのお問い合わせ先

(令和5年1月現在)

【すみだ清掃事務所分室】啓発指導係

〒131-0032 墨田区東向島5-9-11

TEL 03-3613-2229

「処理業者」等についてのお問い合わせ先

【東京都環境局窓口】 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎19階

医療廃棄物全般・収集運搬・処分業者・・・指導担当 TEL 03-5388-3586

処理業者の許可・・・・・・・・・・審査担当 TEL 03-5388-3587

特別管理産業廃棄物管理責任者の届出・・・規制監視担当 TEL 03-5388-3589

措置内容等報告書・・・・・・・・・・規制監視担当

「業界団体」のお問い合わせ先

【(一社)東京都産業資源循環協会】

〒101-0047 千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

TEL 03-5283-5455

URL : <https://tosankyo.or.jp>

産業廃棄物処理業者の紹介

マニフェストの購入

特別管理産業廃棄物管理責任者の講習について

【東京廃棄物事業協同組合】

〒169-0075 新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル5階

TEL 03-3232-6249

一般廃棄物処理業者の紹介

【(公財)日本産業廃棄物処理振興センター】

TEL 0800-800-9023 (電子マニフェストサポートセンター)

URL : <https://www.jwnet.or.jp/>

電子マニフェスト制度について

電子マニフェストの加入について

【(公財)東京都環境公社】

〒130-0022 墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

TEL 03-3644-2189 (代)

URL : <https://www.tokyokankyo.jp/>

ICタグによる個別追跡管理システムについて

特別管理産業廃棄物 管理責任者設置（変更）報告書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）したので、次のとおり報告します。

事業場の 名称、所在地 及び業種	名称 住所 〒 業種 電話 ()
特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名	(フリガナ) 職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	1. 講習会修了 (修了証番号 第 号) 2. 1以外の資格者 ()
特別管理産業廃棄物管理 責任者の設置又は変更の 年月日及びその事由（初 めて設置する場合は「新 規設置と記入）	年 月 日 (事由)
特別管理産業廃棄物 の 種 類	
* 事 務 連 絡 欄 (記 入 不 要)	

- 備考
1. 特別管理産業廃棄物の種類は、できるだけ具体的に記入のこと。また、特定有害産業廃棄物の場合は、その物質名も記入のこと。
 2. 講習会修了による資格の場合は、講習会修了証の写しを添付すること。
 3. 正副2部提出し、受付印押印後1部を保管のこと。なお、郵送する場合は返信用の封筒及び郵券を同封のこと。

医療廃棄物処理申請書

墨田区長様

年 月 日

申請者	医療機関	
	管理者	
	所在地	
	電話	

一般廃棄物及び一般廃棄物と合わせて産業廃棄物の処理について、医療廃棄物取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり申請をします。

申請欄	管理責任者	職 氏名						
	業態及び規模	病院 診療所（一般・歯科） 老人保健施設 助産所 動物診療施設 （従業員数 名）（病床数 床）						
	申請する廃棄物の種類及び日量	種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計			
		可燃ごみ	kg	kg	kg			
		不燃ごみ	kg	kg	kg			
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	焼却 溶融 オートクレーブ 乾熱滅菌 その他感染性病原体に有効な方法（ ） から について、破砕する等滅菌したことを明らかにすること。						
	保管場所の有無	有 無						
排出場所	専用の保管場所 近所の集積場所 その他（ ）							
参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計			
		一般廃棄物	kg	kg	kg			
		産業廃棄物	kg	kg	kg			
	収集運搬を委託している業者名	業 者 名						
		許 可 番 号						
	処分を委託している業者名	業 者 名						
許 可 番 号								
遵 守 事 項								
区の処理計画に従って廃棄物を排出すること。 感染性廃棄物（業者委託分）と非感染性廃棄物は区分して排出すること。								
承認欄	所 長	作業係長	啓発指導係長	統括技能長	担当者			
備考								

参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。

医療廃棄物処理申請書

墨田区長様

年 ×月 ×日

申請者	医療機関	医院
	管理者	太郎
	所在地	墨田区 1丁目6-3
	電話	×××(×××)××××

一般廃棄物及び一般廃棄物と合わせて産業廃棄物の処理について、医療廃棄物取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり申請をします。

申請欄	管理責任者	職 医師 氏名 太郎						
	業態及び規模	病院 診療所 (一般・歯科) 老人保健施設 助産所 動物診療施設 (従業員数 12名) (病床数 0床)						
	申請する廃棄物の種類及び日量	種類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計			
		可燃ごみ	1.0 kg	2.0 kg	3.0 kg			
		不燃ごみ	0.5 kg	0.5 kg	1.0 kg			
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	焼却 溶融 オートクレーブ 乾熱滅菌 その他感染性病原体に有効な方法 () から について、破砕する等滅菌したことを明らかにすること。						
保管場所の有無	有 無							
排出場所	専用の保管場所 近所の集積場所 その他 ()							
参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計			
		一般廃棄物	0.1 kg	0.1 kg	0.2 kg			
		産業廃棄物	0.9 kg	0.7 kg	1.6 kg			
	収集運搬を委託している業者名	業者名	株式会社					
		許可番号	××××××××××号					
	処分を委託している業者名	業者名	株式会社					
許可番号		××××××××××号						
遵守事項								
区の処理計画に従って廃棄物を排出すること。 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出すること。								
承認欄	所長	作業係長	啓発指導係長	統括技能長	担当者			
備考								

参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。

本マニュアルの対象医療機関

病院・診療所・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院・助産所・飼育動物診療施設、
国又は地方公共団体の試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）
大学及びその附属試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）
学術研究又は製品の製造、技術の改良、考案、発明に係る試験研究機関
（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

感染性廃棄物を適正に処理するために

令和5年1月 発行

墨田区資源環境部すみだ清掃事務所分室

TEL 03-3613-2229